

第三十四回港湾環境整備負担金部会

平成二十七年一月二十三日（金）

於 都庁第二本庁舎三十一階

特別会議室二十六

一 開 会

二 諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

三 閉 会

出席者

——— 学 識 経 験 者 ——

(公社) 日本港湾協会副会長 鬼頭平三

明治大学農学部教授 倉本宣

——— 港湾・海上公園関係者 ——

(一社) 東京港運協会会長 鶴岡純一

東京倉庫協会会長 笠原伸次

(一社) 日本船主協会常務理事 西岡康弘

東京港湾労働組合連合会副執行委員長 都澤秀征

——— 関係行政機関の職員 ——

関東地方整備局長 越智繁雄(代理)

関東運輸局長 又野己知

東京海上保安部長 伊藤直美

——— 東京都職員 ——

港湾経営部長 古谷ひろみ

海上公園課長 中田有紀

監理担当課長 吉田憲治

企画担当課長 巻嶋國雄

## 開 会 (午前十一時三十五分)

○巻嶋企画担当課長 それでは、皆様おそろいで  
すので、早いですけれども、ただいまから第三  
十四回港湾環境整備負担金部会を開催させて  
いただきます。

委員の皆様には、審議会に引き続き、お疲れ  
のところ大変恐縮ではございますけれども、よ  
ろしくお願いいたします。

議事に入りますまで、進行は、私、東京都港  
湾局総務部企画担当課長の巻嶋が務めさせて  
いただきますので、よろしくお願いいたします。  
定足数について御報告申し上げます。本日は、  
九名の委員のうち、代理出席の方を含めまして、  
九名の委員が、皆様御出席いただいております。  
東京都港湾審議会条例に定められております  
定足数に達しておりますので、本日の部会は有  
効に成立しておりますことを御報告申し上げ  
ます。

なお、本部会は公開とさせていただきます。  
次に、本日お手元に配付させていただきました  
た資料につきまして、確認させていただきます。  
まず、会議次第でございます。

それから、「東京都港湾審議会 港湾環境整  
備負担金部会委員名簿」でございます。

次に、「諮問書(写)」でございます。

それから、資料一といたしまして、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

資料二といたしまして、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。ちよつと数枚ありまして、ホチキス止めになっております。

資料三といたしまして、「負担割合一覧表」でございます。A四、一枚のものでございます。

資料四といたしまして、これもA四、一枚物でございますけれども、「平成二十五年度・平成二十六年事業費等比較表」でございます。

そのほか、冊子でお配りしております、「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」、ピンクの冊子です。それから、黄色の冊子であります、「港湾環境整備負担金制度について」、それと座席表でございます。

以上、過不足などございましたら、お申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、部会長の選任に移らせていただきます。

部会長は、東京都港湾審議会条例第八条の第三項によりまして、委員の皆様の互選により選任していただくことになっております。

それでは、部会長の選任につきまして、どうか御推薦の御発言をお願いいたします。

○笠原委員 はい。

○巻嶋企画担当課長 笠原委員、お願いいたします。

○笠原委員 東京倉庫協会の笠原でございます。部会長の選任につきまして、御提案を申し上げます。港湾行政に長期にわたり携わられ、豊富な経験と高い見識をお持ちの鬼頭委員に、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、部会長に御就任いただきますよう、御推薦いたしたいと存じます。部会委員の皆様の御賛成をいただければ幸いです。

以上でございます。

○巻嶋企画担当課長 ありがとうございます。ただいま、笠原委員から御提案がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○巻嶋企画担当課長 異議なしとのことでございますので、鬼頭委員に部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、鬼頭委員には恐れ入りますが、部会長席にお移りいただきたいと存じます。

それでは、鬼頭部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○鬼頭部会長 改めまして鬼頭でございます。た

だいま皆様の御推薦をいただきまして、部長を微力でございますけれども、務めさせていただきますと思いますので、委員の皆様の何とぞ、絶大な御協力をよろしくお願いをいたしたいと思えます。よろしく願います。ありがとうございました。

## 諮問事項の審議

### 港湾環境整備負担金に係る 負担対象工事の指定（案）

○巻嶋企画担当課長 本日の審議事項でございますが、お手元の配付資料の諮問書の写しに記載がございました、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）についてでございます。

本件審議につきましては、昭和五十五年の東京都港湾審議会の議決によりまして、本部会の決議をもって審議会の決議とするものとなっております。

それでは、これからの議事進行につきましては鬼頭部長、どうぞよろしく願います。

○鬼頭部長 分かりました。

早速、議事を進めたいと思えます。最初に諮問事項の審議に入らせていただきます。「港湾

環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○古谷港湾経営部長 港湾経営部長の古谷でございます。座らせて説明させていただきます。

港湾環境整備負担金制度につきましては、皆様もう既に御案内のことと存じますが、改めまして制度の概要につきまして、簡単に御説明させていただきます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入されました制度で、臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、御負担をいただくものでございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしました。昭和五十六年度より、御負担をいただいているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきまして御説明申し上げます。

本日御審議いただきます、平成二十六年年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は、三千五百万余円、また負担対象事業者は、七十四社でございます。

それでは、資料に基づき御説明を差し上げた

いと思います。

恐れ入りますが、お手元にお配りしております資料一、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」を御覧ください。

お手数ですが、三枚目の「負担対象工事の指定について」の表をお開き願います。

表の最上段にあります、①の「工事の種類」から⑧の「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」まで、項目ごとに順次御説明を申し上げます。

まず、①の欄の「工事の種類」でございます。

一の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二条第五項第九号の三に定められている海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境整備施設の整備を行うものでございます。

二は、「港湾環境整備施設の維持の工事」で、三は、「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございます。

②の欄は、「工事の名称」でございます。

一の建設又は改良の工事は、青海中央ふ頭公園及び新木場公園の整備工事でございます。

二の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。

三は、東京港港湾区域内の水面清掃工事でございます。

③の欄は、それぞれの「工事の実施された場

所」をお示ししております。

④の欄は、「工事の完了した日」でございまして、⑤の欄は、それぞれの工事に要した平成二十五年度の費用でございします。

⑥の欄は、「負担区域」でございします。

一の建設又は改良の工事及び二の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域でございします。三の水面の清掃工事につきましては、臨港地区及び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際に負担をいただく事業者の方は、東京都港湾環境整備負担金条例第三条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平方米メートル以上の方々でございします。

⑦の欄でございしますが、それぞれの工事に要した費用に対する負担の割合でございします。その内容につきましては、資料三に記載しておりますので、後ほど御説明をさせていただきます。

⑧の欄は、「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」でございまして、この面積が負担金額の算出の基礎となるものでございします。

以上、諮問案につきまして概略を説明申し上げますが、詳細につきましては、資料二で補足させていただきますと存じます。

恐れ入りますが、資料二の一ページをお開き願いますでしょうか。こちらは、負担金の負担区域を図示したものでございます。負担区域は、東京港港湾区域及び臨港地区でございます。図の右下の表の上段にお示ししてありますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が、港湾区域でございます。面積は、五千百九十一・二ヘクタールでございます。

赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。面積は千三十三・三ヘクタールでございます。

また、中段の表には、先ほど御説明申し上げました工事の種類が色分けしてございまして、それぞれの施工箇所を図示してございます。

青色で表示しております①から⑩の十公園は、港湾環境整備施設の建設・改良工事及び維持工事の対象としております。

公園の名称及び面積は、下段の表に記載してございますので、御覧いただきたいと存じます。

また、水面清掃工事の施工箇所は、太い黒線で囲われた港湾区域内でございます。

続きまして、二ページを御覧ください。「平成二十六年港湾環境整備負担金の概要」でございます。この表は、負担金額の算定内容を記載したものでございます。

上段の表につきまして、御説明を申し上げます。

す。

建設・改良工事につきましては、A欄の事業費二百二十三万余円に対しまして、記載の計算式により、F欄の負担額が三十一万余円となります。

同様に、維持工事につきましては、事業費が九千六百万余円に対しまして、負担額が一千七百六十一万余円、水面清掃工事につきましては、事業費が二億三千六百八十四万余円に対し、負担額が千七百三十四万余円となり、合計額は事業費三億三千五百八万余円に対しまして、負担額は三千五百二十七万余円でございます。

下段の表につきましては、A欄にそれぞれの工事に要した費用の内訳を記載してございます。また、D欄に分母面積となります事業場等の敷地面積の算出基礎を記載してございます。

次の三ページから五ページまでは、各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものでございます。

次に、六ページ、七ページを御覧いただきましたと存じます。建設・改良工事の概要でございます。

内容といたしましては、六ページが、青海中央ふ頭公園のグラウンド改修及び付帯設備改修の測量・実施設計と園路の改修設計、七ページが新木場公園の照明設備の改修設計でございます。

ます。

次に、八ページをお開きください。

維持工事の対象となっております十カ所の公園の名称、管理面積及び面積の増減を記載したものでございます。

維持管理面積につきましては、増減はなく、合計が約三十一万二千百十平米となっております。

次に、資料三を御覧いただきたいと存じます。負担割合一覧表でございます。

負担割合につきましては、他港の状況等も勘案いたしまして、各公園の機能、目的や主たる利用対象者の状況に応じ種別化し、設定させていただきます。いただいております。

次に、資料四を御覧いただきたいと存じます。この表は、参考までに平成二十五年度と平成二十六年年度の負担金の対象となる工事の事業費等と比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成二十六年、中段が平成二十五年度、下段が増減を記載してございます。

それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが、負担対象額となります。

このうち、事業者の方々に御負担いただく額といたしましては、昨年度と比べまして、約二百二十万円減の三千五百二十七万余円となっております。

おります。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○鬼頭部会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から諮問事項について説明がございましたが、これについて、御質問あるいはご意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

御質問でも結構ですので、分かりにくかったところがあれば、発言をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。御発言もないようですので、ただいま御説明をいただきました「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきまして」は、原案どおりとする旨、決議をしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鬼頭部会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、原案を適当とする旨、答申をすることにしたいと思います。

部会長の私から答申書を古谷港湾経営部長にお渡しをいたしますが、準備の都合もございましたので、しばらくお待ちをいただきたいと思います。

それでは、答申書をお渡しいたします。

(答申書手交)

○鬼頭部会長 以上をもちまして、諮問事項の審議を終わりたいと存じます。

なお、東京都港湾審議会条例第八条の第四項に基づきまして、本日の審議経過につきましては、次回開催をされます、東京都の港湾審議会において、私から御報告をさせていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

○鬼頭部会長 それでは、閉会に当たりまして、事務局から御挨拶を申し上げたいということですので、部長のほうからよろしく願いいたします。

○古谷港湾経営部長 本日は、大変お忙しい中、港湾審議会に続きまして、本負担金部会に御出席をいただき、御審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま諮問案につきましては、原案を適当とするという旨、答申を頂戴いたしました。

東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々の御理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいりますので、今後とも御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○ 鬼頭部会長 それでは、これをもちまして、閉  
会いたします。

長時間ありがとうございました。

閉 会 (午前十一時五十四分)

―― 了 ――